



報道各位

一般社団法人マンション管理業協会

平成28年度税制改正に関する要望について

一般社団法人マンション管理業協会（所在地：東京都港区、理事長：山根弘美）は、平成28年度税制改正に関する要望を、太田国土交通大臣宛に提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【 税制改正要望の概要 】

平成26年末時点で全国に分譲マンションストックは約613万戸、1500万人を超える国民が居住する重要な居住形態となっていますが、大規模修繕工事が必要とされる築12年以上のマンションは約427万戸、このうち築30年以上経過するものが既に約151万戸を占め、さらに10年後には約296万戸にまで増えると見込まれます。こうした高経年のマンションにおいては建物・設備の老朽化による修繕工事的増加、加えて区分所有者の高齢化に伴う費用負担の問題等が深刻化しつつあり、今後、管理不全さらにはスラム化に陥るマンションが増加することが懸念されます。

この度の平成28年度税制改正のご検討にあたりまして、分譲マンションが関係する税制、とりわけ、建物に安全かつ安心して長く居住する上で不可欠な大規模修繕工事にかかる消費税は軽減税率を適用いただきたいと存じます。大規模修繕工事の市場規模は毎年6,000億円強（株式会社矢野経済研究所調べ）といわれます。消費税率の引上げにより、大規模修繕工事ができない、若しくは大幅な工事範囲の縮減や先送りを余儀なくされることは、脱デフレ・経済の好循環を目指すアベノミクスが掲げる政策誘導にも大きな影響を及ぼすものと考えるところです。

また、これとは別に、一戸建て住宅との比較から、マンション居住者が負担する固定資産税・都市計画税については税負担の公平性の見地から軽減措置を講じていただきたいと要望いたします。

（1）大規模修繕工事にかかる消費税の軽減税率の適用について

マンション管理組合が発注する大規模修繕工事にかかる消費税は、軽減税率を適用いただきたいと存じます（またはこれに相応する措置）。

（2）マンションの固定資産税・都市計画税の軽減措置について

マンション区分所有者が負担する固定資産税・都市計画税については、軽減措置を講じていただきたいと存じます。



【 提出状況 】

平成27年7月28日、国土交通省住宅局香山市街地建築課長に対して、関副理事長(業務・税制委員長)より要望書を提出しました。



要望書提出

(左：関副理事長、右：香山課長)

【 資料リンク先 】

要望書面 <http://www.kanrikyo.or.jp/news/data/20150803-1gyoumu.pdf>

補足資料 <http://www.kanrikyo.or.jp/news/data/20150803-2gyoumu.pdf>

一般社団法人 マンション管理業協会

所在地：東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階

理事長：山根 弘美

設立：昭和54年10月

会員数：373社（平成27年7月末日現在）

本件お問い合わせ先：一般社団法人マンション管理業協会 03-3500-2721（担当：近藤・佐藤・山崎）